

AI・データビジネスのリスクと信頼

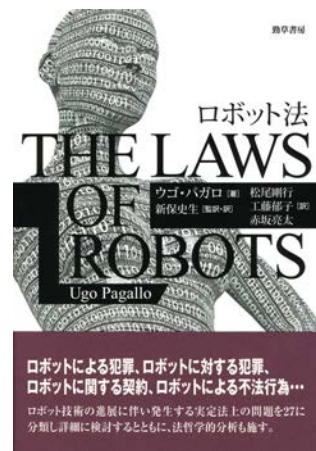
赤坂亮太

akasaka@elsi.osaka-u.ac.jp



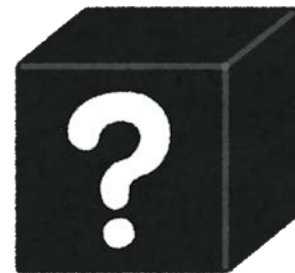
自己紹介

- ・ 専門：ロボット・AIの法律問題
 - ・ AI・ロボットと責任
 - ・ プライバシー
 - ・ 先端技術の自主規制
- ・ 活動：ロボット法学会設立準備会
- ・ 活動：AI社会論研究会
- ・ 前職：産業技術総合研究所 特別研究員
- ・ その他：慶應義塾大学SFC研究所



AI・データビジネスのリスクと信頼

- ・ プライバシー問題
 - ・ 個人情報の取得と利用
- ・ ブラックボックス問題
 - ・ 透明性とアカウンタビリティ



→どちらも「信頼 (Trust)」がカギ

AI・データビジネスとプライバシー

- ・プライバシーポリシー誰も読まない問題（通知—選択アプローチの限界）



プライバシーポリシーは契約なのか

- 米国消費者契約法リステイトメントのアプローチ
 - 標準書式消費者契約(Standard-form consumer contracts)のコモンロー上のルールを説明
 - 情報の非対称性
 - 読まれないことを前提
 - 個別交渉と相互同意なく契約法上の原則を緩和する

プライバシーポリシーは契約なのか

- ・ 米国消費者契約法リスステイメントのアプローチ
 - ・ 個人情報収集、利用、共有などに関する契約も消費者契約に含まれる
 - ・ 当事者の類型で定義されるのであって、それによって統べられる対象によってではなく、消費者契約は幅広いトピックを対象とする
 - ・ 単に契約法の原則を提供する：プライバシーポリシーは他の法的規範によって規律されるものでもあるが、事業者の権利と義務は契約法によっても規律され得る

AI・データビジネスとプライバシー

・信託としてのプライバシー(privacy as trust)論



信頼に基づいて
センシティブな情報を提供



専門的なサービスと
信認義務



AI・データビジネスとプライバシー

- ・ 信託としてのプライバシー(privacy as trust)論
- ・ 今日のプラットフォーム事業者
 - ・ 事業者と利用者の間に知識や情報の非対称性
 - ・ 消費者にとって事業者によるデータ収集、保護、利用および提供に関する表明を検証することが難しい
 - ・ 消費者にとって、事業者がデータを用いて行うことやデータの解析・利用による影響の内容を理解することが難しい
 - ・ 事業者による実践の監視が難しい

(Balkin, 2016)

AI・データビジネスとプライバシー

・信託としてのプライバシー(privacy as trust)論

- ・ 信認関係に「似た関係」で事業者を規律
- ・ 信認義務
 - ・ 忠実義務
 - ・ 財産や権限の使い込み、濫用に対する「予防」
 - ・ 秘密保持義務・守秘義務が含まれる
 - ・ 注意義務（善管注意義務）



ブラックボックス問題

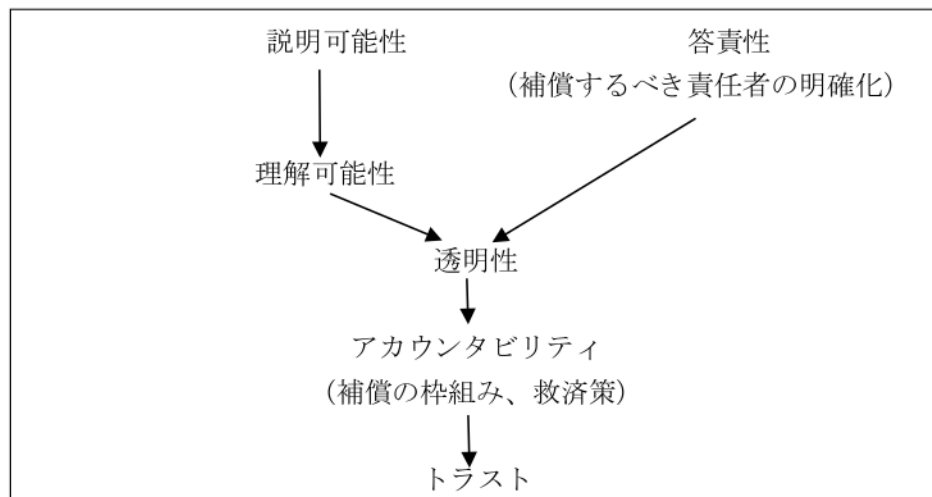
- 学習するデータやアルゴリズムによって、出力に問題がある場合がある。
 - AIシステムの設計から実装までの情報を提供する一定の義務が必要ではないか

ブラックボックス問題



AI活用ガイドライン	「人間中心のAI社会原則」	Ethics Guideline for Trustworthy AI	Ethically Aligned Design (ver.2)
AIネットワーク社会推進会議（総務省）	統合イノベーション戦略推進会議（人間中心のAI社会原則会議）	European Commission (High Level Expert Group on AI)	IEEE Global Initiative on Ethics of Autonomous and Intelligent Systems
<p>10) アカウンタビリティの原則：利用者は、ステークホルダに対しアカウンタビリティを果たすよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アカウンタビリティを果たす努力 ・ AIシステム又はAIサービスに関する利用方針の通知・公表 	<p>4.1(6) 公平性、説明責任及び透明性の原則・AIを利用しているという事実、AIに利用されるデータの取得方法や使用方法、AIの動作結果の適切性を担保する仕組みなど、状況に応じた適切な説明が得られなければならない。「AI-Readyな社会」においては・・・結果に対する説明責任（アカウンタビリティ）が適切に確保されると共に、技術に対する信頼性（Trust）が担保される必要がある。</p>	<p>R7. Accountability The requirement of accountability complements the above requirements, and is closely linked to the principle of fairness. It necessitates that mechanisms be put in place to ensure responsibility and accountability for AI systems and their outcomes, both before and after their development, deployment and use</p>	<p>Accountability: Ensure that their designers and operators are responsible and accountable</p> <p>GP6. Accountability A/IS shall be created and operated to provide an unambiguous rationale for all decisions made.</p>
<p>9) 透明性の原則 (Transparency) AIサービスプロバイダ及びビジネス利用者は、AIシステム又はAIサービスの入出力の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意する。・生命、身体、財産に危害が及ぼし得る分野で利活用する場合におけるAIの入出力等のログの記録・保存・個人の権利・利益に重大な影響を及ぼす可能性のある分野で利活用する場合におけるAIシステム又はAIサービスの判断結果の説明可能性の確保・行政機関が利用する際の透明性の確保（※アルゴリズム、ソースコード、学習データの開示を想定するものではない。）</p>	<p>4.1(6) 公平性、説明責任及び透明性の原則・AIを利用しているという事実、AIに利用されるデータの取得方法や使用方法、AIの動作結果の適切性を担保する仕組みなど、状況に応じた適切な説明が得られなければならない。・人々がAIの提案を理解して判断するために、AIの利用・採用・運用について、必要に応じて開かれた対話の場が適切に持たれなければならない。</p>	<p>1.4 Transparency This requirement is closely linked with the principle of explicability and encompasses transparency of elements relevant to an AI system: the data, the system and the business models.(Traceability, Explainability)</p>	<p>Transparency: Ensure they operate in a transparent manner</p> <p>GP5. Transparency The basis of a particular A/IS decision should always be discoverable.</p>

ブラックボックス問題



なぜそのような結果になったのかに対する「説明する口」と「切る腹」

(人間中心のAI社会原則検討会議 大屋構成員発言より)

中川 裕志, AI倫理指針の動向とパーソナルAIエージェント, 情報通信政策研究, 3 巻, 2 号, p. 1-24(2019)

ブラックボックス問題

- ・ 信頼関係による法的構成



サービスへの信頼



情報・専門知識のアンバランスを
背景とした情報提供義務



ブラックボックス問題

- ・ 信頼関係による法的構成の限界
 - ・ 米国の判例法理における信頼関係を結べる専門家の限界
 - ・ 誰に対する受任者になるのか
 - ・ 信頼関係と契約関係
 - ・ 日本法では、信頼関係も委任契約の一部